

議会にて 令和4年6月21日

新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応

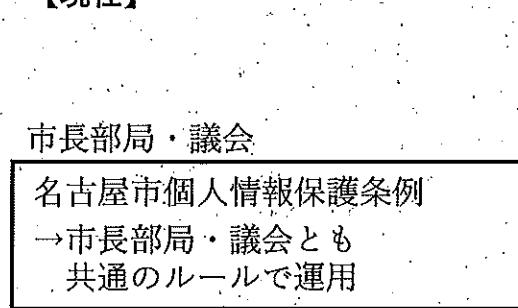
令和4年6月

1 個人情報保護制度見直し

- ①令和3年5月に個人情報保護法の改正を含む「デジタル社会形成整備法」が可決・成立し、地方公共団体の個人情報保護制度はこの法律において全国的な共通ルールが規定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化される。(令和5年4月施行予定)
- ②これにより、各地方公共団体は、従来それぞれの団体が制定した個人情報保護条例ではなく、個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなるが、国会や裁判所が法の規律に係る対象となっていないこととの整合を図るために、原則として地方議会は共通ルールの適用対象外とされた。
P3
- ③一方で、国の最終報告書や全国市議会議長会からの資料には、「ほとんどの団体で議会は個人情報保護に関する条例等の対象とされており、引き続き条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる。」とされている。
- ④このようなことから、全国市議会議長会から、議会を対象とした個人情報保護条例案が令和4年4月14日に送付されている。
別紙

2 本市の個人情報保護制度への影響

【現在】



【令和5年4月から】

市長部局

新個人情報保護法
→全国的な
共通ルール

本市上乗せ規定等
→条例・規則・要綱
等で規定

議会

新個人情報保護法の対象外
→その範囲を検討の上
条例制定が必要

本市上乗せ規定等
→市長部局と同様と
するかを含め検討

3 議会側の対応案

(案1) 議員提出による、市長部局とは独立した議会のみを対象とした条例

- 個人情報保護の内容、運用、窓口等は市長部局とは異なる扱いにしやすい
- 市長部局と同様のルールとする場合には、来年度以降の本市の個人情報の取り扱いについて当局との調整を行った上、規則・要綱等も併せて制定する必要

(案2) 当局提案による、市長部局と議会とを一本化した条例

- 1つの条例のため、個人情報保護の内容、運用、窓口等は原則一体となる

(案3) 当局提案による、市長部局とは独立した議会のみを対象とした条例

- 地方公共団体を代表して当局が議会を対象の条例を提案するため、個人情報保護の内容、運用、窓口等は一体となりやすい
- 議会を対象とする条例を当局提案とすることの是非